

平成 30 年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会(第 1 回)の概要 (平成 30 年 12 月 11 日開催)

I 報告事項

農林水産省より、平成 29 年度対策検討会(平成 29 年 10 月 31 日開催)以後の対策の実施状況として以下を報告し、これまでの対応は妥当と評価された。

1 平成 29 年度の防除等の実施状況

平成 29 年度の発生調査により新たに確認された 2,354 本の感染樹に関し、当該感染樹及び周辺の宿主植物計 5,367 本を伐採。

2 平成 30 年度の調査結果

過去 3 年間に新たに確認された感染樹から半径 500m 以内の宿主植物の全て及び周辺の園地内から抽出した宿主植物を対象として発生調査を実施。

東京都及び兵庫県の 4 大字において過去 3 年間の無発生を確認するとともに、6 都府県(東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府及び兵庫県)において 1,288 本(ウメ 1,198 本、モモ 37 本等)の感染樹を新たに確認。

3 強化対策の実施状況

強化対策に取り組んでいる東京都青梅市及び兵庫県川西市は、全ての強化対策地区において、①年 2 回のアブラムシ防除、②年 3 回の発生調査、及び③感染樹の即時伐採等を適切に実施。

また、再植栽の要件である①強化対策地区内に植栽したウメ実生苗が感染していないこと、及び②ウメ又はモモの新梢におけるアブラムシ寄生率が基準値以下であることを植物防疫所が確認。

II 協議事項

農林水産省より、報告事項を踏まえた今後の対応方針が示され、以下のとおり対応することが妥当とされた。

1 防除区域の追加・除外

上記 4 大字を除外。調査結果を踏まえた防除区域の追加については、次回の対策検討会において、今後の防除対策のあり方の検討にあわせて検討。

2 強化対策地区における再植栽の可否

強化対策が適切に実施され、再植栽の要件が満たされていることから、①青梅市の強化地区 1 及び川西市の強化地区 1 における再植栽の継続、並びに②青梅市の強化地区 2 における再植栽の開始を認める。

3 その他

次回の対策検討会を平成 31 年 1 月に開催し、植物防疫法に基づく防除対策を平成 21 年に開始して以後の知見の蓄積等を踏まえ、今後の防除対策のあり方を検討。